

改定後	改定前
<p>第14条（届出事項） （略） 4. 加盟店が第5条第1項(6)及び第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は加盟店に対し当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。</p>	<p>第14条（届出事項） （略）</p>
<p>第20条（有効期間・解約） 本規約の有効期間は本契約成立の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに加盟店又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（加盟店との連絡不能による場合は、第14条第2項に基づき、届出の連絡先に通知を送付すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、当社は加盟店に予告することなく本契約を解約できるものとします。</p>	
<p>第21条（責任範囲・免責事項）</p>	<p>第20条（責任範囲・免責事項）</p>
<p>第22条（紛争処理および損害賠償）</p>	<p>第21条（紛争処理および損害賠償）</p>
<p>第23条（秘密保持）</p>	<p>第22条（秘密保持）</p>
<p>第24条（権利義務の譲渡禁止等）</p>	<p>第23条（権利義務の譲渡禁止等）</p>
<p>第25条（分離可能性）</p>	<p>第24条（分離可能性）</p>
<p>第26条（存続規定） 1. 本契約が終了した場合または本サービス利用契約が解除・解約等により消滅した場合であっても、第1条、第2条、第4条第</p>	<p>第25条（存続規定） 1. 本契約が終了した場合または本サービス利用契約が解除・解約等により消滅した場合であっても、第1条、第2条、第4条第</p>

4項、第6条、第9条から第 <u>28</u> 条までの定めは有効に存続するものとします。	4項、第6条、第9条から第 <u>27</u> 条までの定めは有効に存続するものとします。
第 <u>27</u> 条（準拠法および合意管轄裁判所）	第 <u>26</u> 条（準拠法および合意管轄裁判所）
第 <u>28</u> 条（当社からのサービス案内）	第 <u>27</u> 条（当社からのサービス案内）